

意思決定支援に関する見直し案（修正案）

（基本理念）

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）を尊重することを原則とし、自己決定意思決定に必要な可能な限りの支援のもと行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

4 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

解説

本条は、小金井市条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものです。

障害のある人は、本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきました。

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができ、障害のない人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら共に生きていける街です。

その先には「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」があり、小金井市条例第2条第6号で定義した、共生社会の実現につながっていきます。

これを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要です。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要です。

互いの違いを理解し、互いに尊重するにあたっては、本人の意思の確認が重要で

す。自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対しては、可能な限り支援を行い、支援を尽くしても本人の意思が確認できない場合には、~~最後の手段として~~関係者が協議して本人の最善の利益を検討します。このような支援を意思決定支援といいます。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものです。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めが必要です。